



日本のまんなか
水と緑といで湯の街浜川市

令和2年6月第6回市長記者会見

- ・日時 令和2年6月25日(木)
午後2時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 小規模事業者の固定費の負担を軽減するため家賃の一部を支援します(資料1)
- 2 新型コロナウイルスの影響を受ける農業者に応援金を支給します(資料2)
- 3 新型コロナウイルスの影響により収入が減少している世帯を
就学援助の対象とします(資料3)
- 4 市特別職の報酬を減額し新型コロナ対策事業財源に活用します(資料4)
- 5 新しい行政需要に対応するため7月1日付人事異動を行います(資料5)

○次回開催予定 6月第7回市長定例記者会見
日時：令和2年6月29日(月)午後1時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
6月22日(月)				
6月23日(火)	10:00	予算常任委員会	大会議室	議会事務局
6月24日(水)	10:00	議会運営委員会	第1委員会室	総務課
6月25日(木)	10:00	6月市議会定例会: 表決、閉会		議会事務局
	14:00	記者会見	記者会見室	秘書室
6月26日(金)	10:00	渋川市空家等対策協議会	第1会議室	政策創造課
6月27日(土)				
6月28日(日)				
6月29日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	記者会見	記者会見室	秘書室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
6月29日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	記者会見	記者会見室	秘書室
6月30日(火)	13:00	令和2年度第1回日本のまんなか渋川・市長と語る会	庁議室	秘書室
	15:00	政策戦略会議	庁議室	秘書室
	17:00	子持産業振興(株)取締役会	子持行政センター	農林課
7月1日(水)	9:00	こども発達相談室開所式	渋川ほっとプラザ 広域組合大会議室	健康増進課 広域組合
	10:00	広域組合 正副管理者会議		
	13:30 15:30	第70回“社会を明るくする運動”メッセージ伝達式 政策戦略会議	庁議室 庁議室	地域包括ケア課 秘書室
7月2日(木)	10:00	渋川市自治会連合会役員会	第二庁舎202会議室	市民協働推進課
7月3日(金)	8:00	県知事との朝食会	群馬県市町村会館	秘書室
	10:00	政策戦略会議	庁議室	秘書室
7月4日(土)				
7月5日(日)	11:00	(一社)渋川青年会議所七夕事業セレモニー	渋川駅前広場	秘書室
7月6日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	記者会見	記者会見室 庁議室	秘書室 秘書室
	14:30	政策戦略会議		

担当：産業観光部商工振興課 課長 牧 伸治 電話0279-22-2596 内線4890

小規模事業者の固定費の負担を軽減するため 家賃の一部を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上の急激な減少に直面している市内小規模事業者に対し、固定費の中で大きな負担となっている家賃等の負担を軽減することを目的に、支援金を交付します。

支援する額は、支払月額額の3分の1以内、3万円を上限に6カ月分の額とし、1事業者当たり最大で18万円とします。

1 目的

国では、令和2年度第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上の急激な減少に直面している事業者の事業継続を下支えするため、家賃等の月額額の3分の2の部分について、その6カ月分を給付することを示しました。

これを受け、市においても、国の給付の対象とならない残りの3分の1の部分の6カ月分について支援を行うものです。

2 事業の概要

市内に本社が所在する法人又は市内に住所を有する個人事業主が、市内で事業を営むために賃借している事業所又は土地の家賃及び地代を支援します。

支援する額は、支払月額額の3分の1以内、3万円を上限に6カ月分の額とし、1事業者当たり最大で18万円を支援します。

ただし、対象となる事業所又は土地が、市の他の家賃補助等を受けているもの及び対象となる事業所又は土地が、自己又は生計を一にする者若しくは自社の役員や役員が経営する法人等が所有するものは対象外です。

3 支援対象者

次の(1)～(4)に該当する者。

- (1) 令和2年6月1日現在において、市内に本社が所在する法人又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- (2) 申請日時点において、市内で1年以上継続して営業している事業所を置く小規模事業者（個人事業主を含む）であって、法人にあつては直前の事業年度の法人税申告を、個人事業主にあつては令和元年分の所得税又は令和2年度の住民税に関して営業等の事業収入の申告をしているものであること。
- (3) 令和2年5月から同年12月において次のいずれかに該当する者
 - ア いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - イ 連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

(4) 支援金受領後も経営を継続する意欲があることなど

4 申請書類

- (1) 交付申請兼請求書
- (2) 法人にあつては、直前の事業年度の法人税申告書の写し
- (3) 個人事業主にあつては、令和元年分の所得税確定申告書の写し又は令和2年度の住民税申告書の写し
- (4) 支援を受けようとする事業所又は土地の賃貸借契約書の写し
- (5) 直近3カ月分の賃借料の支払を証する書類の写し
- (6) 比較する月又は期間の売上げの減少率を証する書類の写しなど

5 申請方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、原則として郵送で受け付けます。

6 申請期間 令和2年7月1日(水)～令和3年1月29日(金) ※当日消印有効

7 周知方法

「広報しぶかわ」7月15日号に記事を掲載するほか、市ホームページや商工関係団体へのチラシの配布などにより周知します。

8 交付時期

審査終了後、2週間程度で申請者指定の金融機関口座へ振り込む予定です。

9 予算額 6月議会追加補正として、90,000千円(500件×180千円)を計上。

資料2

担当：産業観光部農林課 課長 飯塚 裕 電話0279-22-2593 内線4971

新型コロナウイルスの影響を受ける農業者に 応援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、農産物の需要が低迷し、市場での価格低下となっている農産物を生産する農業者に対し、1事業者3万円の応援金を支給します。

申請受付は、7月1日(水)から開始し、各日午前8時30分から午後5時15分まで、第二庁舎農林課で受付します。

1 目的

新型コロナウイルス感染症によるイベントの中止や経済活動の縮小による販売機会の消失の影響を大きく受けている酪農、肉用牛や外出自粛の影響を受けている観光農園を営む農業者などに対して、経営維持又は継続のための支援を行います。

2 事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、農産物の需要が低迷し、市場での価格低下となっている農産物を生産する農業者に対し、1事業者につき3万円の応援金を支給します(1回限り)。

応援金の使途は、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用や、経営活動の維持又は継続に要する費用とします。

3 支給対象者

- (1) 市内に住所を有する農業者(個人及び法人)
- (2) 平成31年(令和元年)以前から、農業所得を申告しており、農産物販売金額が年間50万円以上の販売農家であること。
- (3) 令和2年2月1日から令和2年12月31日までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で販売金額が30%以上50%未満減少した月(以下、対象月という)が1カ月以上あること。
- (4) 応援金受領後も農産物の生産を継続する意欲があること。
- (5) 渋川市小規模事業者応援金及び国の持続化給付金の交付を受けていない又は受ける予定のないことなど。

4 申請書類

交付申請書及び以下の添付書類

区分	書類の種類	内容
法人	対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の写し	・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書の控え
	対象月の売上台帳等の写し	・対象月の売上高が記載されている台帳、帳簿等
	法人名義（代表者名義も可）の通帳の写し	・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるページの写し
個人事業者	令和元年分の確定申告書類の写し	・確定申告書第一表の控え又は確定申告の義務がない場合は、令和2年度の住民税申告書の写し
	令和元年分の売上台帳等の写し	・申告の基礎となる令和元年分の月ごとの売上高が記載されている台帳、帳簿等
	対象月の売上台帳等の写し	・対象月の売上高が記載されている台帳、帳簿等
	申請者名義の通帳の写し	・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるページの写し
	本人確認書類の写し	・次の書類のいずれかの写し 運転免許証、個人番号カード、健康保険証、住民票

5 申請方法

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。

6 申請期間 令和2年7月1日(水)～令和3年1月29日(金)

7 周知方法

「広報しぶかわ」7月15日号に記事を掲載するほか、市ホームページや農業者団体へのチラシの配布などにより周知します。

8 支給時期

申請書受理後、2週間程度で申請者指定の金融機関口座へ振り込みます。

9 予算額 6月議会追加補正として、6,000千円（200件×30千円）を計上。

資料3

担当：教育部学校教育課 課長 長屋 竜太 電話0279-22-2121 内線4910

新型コロナウイルスの影響により 収入が減少している世帯を就学援助の対象とします

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の一部を援助する制度です。通常は、前年所得を基準として認定していますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急減した世帯も、臨時的に就学援助の対象とします。

1 目 的

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急減した場合であっても、安心して就学することができるよう、制度を柔軟に運用するものです。

2 内 容

就学援助は、通常前年の所得を基準に認定するかどうかを判定していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急減し、現時点で経済的な理由により就学が困難となっている場合は、前年の所得ではなく直近の収入状況などを勘案し、就学援助の対象として認定するものです。

3 事業スケジュール

- (1) 7月上旬 ・学校を通じて保護者に対してチラシを配布
・ホームページ更新（申請書も掲載されています）
・申請受付（学校または学校教育課へ）
- (2) 7月中旬 ・認定、支給業務（随時）
・「広報しぶかわ」7月15日号にて再度周知
- (3) 8月上旬 ・支給開始（口座振込）（随時）

※申請については、年度途中でであっても随時受け付けます。年度途中の認定の場合、従前は月割りでの支給でしたが、今年度に限り、年度途中でであっても、遡及して通年分の支給を行います。

4 今後の予定

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し柔軟な対応をするものであり、次年度以降については、従前の申請方法と同様の予定です。

5 予 算 額

6月議会追加補正として、小学校3,030千円、中学校3,744千円を計上。

資料4

担当：総務部人事課 課長 木村 毅 電話0279-22-2362 内線2111

市特別職の報酬を減額し 新型コロナ対策事業財源に活用します

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源に活用するため、市長、副市長、教育長の給料月額を減額します。
削減率は市長50%、副市長30%、教育長20%で、期間は7月から9月分の3カ月間です。

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源に活用するため、市長、副市長、教育長の給料額を減額するものです。

2 内容

市長、副市長、教育長の給料月額をそれぞれ50%、30%、20%減額します。適用は7月分の給料から3ヶ月間とします。これによる影響額は以下のとおりです。

	市長	副市長※	教育長
現行	825,000円	735,000円	665,000円
削減率	50%	30%	20%
変更後	412,500円	514,500円	532,000円
差額	412,500円	220,500円	133,000円
月数	3カ月		
削減額	1,237,500円	661,500円	399,000円
削減額計	2,298,000円(1,636,500円※)		

※副市長は現在不在、()内は副市長を除いた削減額

資料5

担当：総務部人事課 課長 木村 毅 電話0279-22-2362 内線2111

新しい行政需要に対応するため 7月1日付人事異動を行います

新しい行政需要等に対応するため、総務課、財務課、交通政策課の人員を拡充する人事異動を、7月1日(水)付けで行います。

1 趣 旨

新しい行政需要等に対応するため、7月1日付で人事異動を行います。

2 人事異動に係る考え方

- (1) 森林法違反等に係る不適切な事務執行の調査及びコンプライアンスの徹底を図るための調査委員会設置に伴い、総務部総務課に職員1名を配置
- (2) 新型コロナウイルスに係る国の大型補正等に伴う補正予算等への対応及び税込減や納税猶予等による歳入の減少による令和2年度予算の歳出見直しなどの業務が増加することから、総務部財務課に職員1名を配置
- (3) その他、移住定住業務及び公共交通網形成計画策定に係る住民説明会などで業務量の増加した建設交通部交通政策課に対し職員を配置

3 発 令 日 令和2年7月1日(水)